

土地収用法（昭和26年法律第219号）第46条第2項の規定による通知すべき事項を記載した書面は、香川県収用委員会事務局において保管してあるので、土地収用法施行令（昭和26年政令第342号）第6条の2において準用する同令第5条第2項の規定により公告する。

平成24年4月24日

香 川 県 収 用 委 員 会

1 書面の種類

平成24年4月19日付け審理の開始の通知文書

2 通知を受けるべき者の氏名及び住所

富田 丈次 住所不明。ただし、最後の住所 香川県東かがわ市湊734番地

3 書面の受領等

当収用委員会事務局にて、通知すべき事項を記載した書面の交付を受けること。
受領しないときは、平成24年5月15日をもって通知があったものとみなされる。